

(様式第9号)

委 託 契 約 書

栃木県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
特定疾患の治療研究について、次のとおり委託契約を締結する。

（委 託）

第1条 甲は、特定疾患の治療研究（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、平成27年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、別添特定疾患治療研究事業実施要領（以下「要領」という。）第12条に定める治療研究費とする。

2 乙は、翌月10日までに前月に実施した委託事業に係る委託料を取りまとめの上、要領第12条第3項に該当する場合にあっては、同項に定めるところにより甲に委託料を請求するものとする。

3 甲は、請求が正当であると認めたときは、速やかに委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託事業の実施方法）

第5条 乙は、要領及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託事業を実施するものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙は委託事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（調査報告等）

第7条 甲は、乙の委託事業の実施状況について随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事業の実施に関して乙に必要な指示を与えることができる。

2 甲は、乙に対し委託事業について必要な調査を依頼することができる。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託事業の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。

（更 新）

第9条 この契約の有効期間の終了1か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う1か年間順次契約を更新したものとみなす。

（解除等）

第10条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託事業の実施が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 契約締結以降の委託料に係る甲の予算金額について減額又は削除があったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第12条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報（個人に関する情報（氏名、住所、性別、生年月日、本籍地等の基本的な情報はもとより、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴等に関する情報、収入、財産状態等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報など個人に関するすべての情報をいう。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(暴力団員等による不当介入への対応)

第14条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員）又は暴力団準構成員及び暴力団関係業者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者）（以下「暴力団員等」という。）により、不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）又は不当妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）を受けた場合は、別記2「暴力団員等により不当介入を受けた場合の取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県知事 福田 富一

乙

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止をすするため、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再委託の禁止)

第 5 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその扱いを委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

(事故発生時における報告)

第 6 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(調査)

第 7 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状態について、随時に調査することができる。

(指示)

第 8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

別記 2

暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙が、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(警察通報時における報告)

第 2 上記第 1 に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により甲に報告すること。

(協議)

第 3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。